

# 一般社団法人日本保育学会役員規程

(目的)

第1条 役員(会長・副会長・理事・監事・評議員)は、会員の意思を代表し、学会の企画・運営の責務を遂行する。

(業務)

第2条 役員は、上記の目的を達成するために、学会事務局の運営ならびに委員会の企画・運営を行う。

(構成)

第3条 定款第4章により構成される。

(評議員・理事・監事・会長の選出)

第4条 評議員は、一般社団法人日本保育学会役員選挙細則により選出する。

2 全国区選出評議員は、全国区理事候補となる。

3 地方区選出評議員は、選出された評議員の中から地方区別に地方区理事候補を選出する。

地方区理事の人数は、500名以下の地域は1名、501～1000名の地域は2名、1001名～1500名の地域は3名、1501名以上の地域は4名とする。ただし、会員数の増減に従い変更することがある。

選出方法における内規は、別に定める。

4 地方区選出評議員の最も多い地区評議員の中から、監事候補を指名する。

5 評議員会で候補となった理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

6 総会終了後、大会1日目に理事会を開催し会長選挙を行う。また副会長は、会長が挙げた候補者を過半数の理事の承認を得て理事の中から指名する。

7 大会第2日目に、会長の決定を掲示し、公開する。

8 会長推薦評議員は、会長選挙終了後のため、理事候補選出の選挙権及び、被選挙権は有しない。

(任期)

第5条 評議員の任期は1期4年とし、重任を妨げない。

2 理事及び監事の任期は2期4年とし、重任を妨げない。

3 会長の任期は2期4年を越えて、引き続き重任することはできない。

4 会長推薦評議員は、推薦した会長の残任期間とする。

(職務)

第6条 会長は次の業務に従事する。

(1) 当法人を統轄し、会務を総理する。

(2) 理事会の決議により、各種委員会委員長及び委員の委嘱をする。

(3) 社員総会、理事会、評議員会の議事録を作成し、これに署名又は記名押印する。

2 副会長は次の業務に従事する。

(1) 会長を助け、会長が事故あるときは代行する。

(2) 理事会の議事録に署名または記名押印する。

3 理事は次の業務に従事する。

(1) 理事会を構成し、主要な会務を審議・運営する。

(2) 各種委員会の委員長ならびに委員会事業を統轄する。

(3) 全国区理事は、学会事務局の運営及び委員会の運営等を行う。

(4) 地方区理事は、全国区理事とともに、学会事務局の運営及び委員会の運営等を行う。

また、学会大会担当の地方区理事は、企画運営及び地域会員の研修会等、地方組織の運営等を行う。

4 監事は次の業務に従事する。

(1) 当法人における会計を監査する。

(2) 当法人における事業を監査する。

(3) 理事会、評議員会、社員総会に出席する。

(4) 理事会及び評議員会の議事録について、署名または記名押印をする。

5 評議員は次の業務に従事する。

(1) 評議員会を構成し、主要な会務を審議・運営する。

(2) 各種委員会に参加し、理事と協働して運営等を行う。

(3) 学会大会の企画運営、地域会員の研修会、地方組織の運営等、理事を補佐する。

(理事会・評議員会の開催)

第7条 理事会、評議員会は、全員の出席を原則として開催される。

2 欠席をする場合は、委任状を提出する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、評議員会及び社員総会の承認を得ることを要する。

附則 本規程は、平成22年4月1日より施行する。